

公費での公共汚水枡の設置について

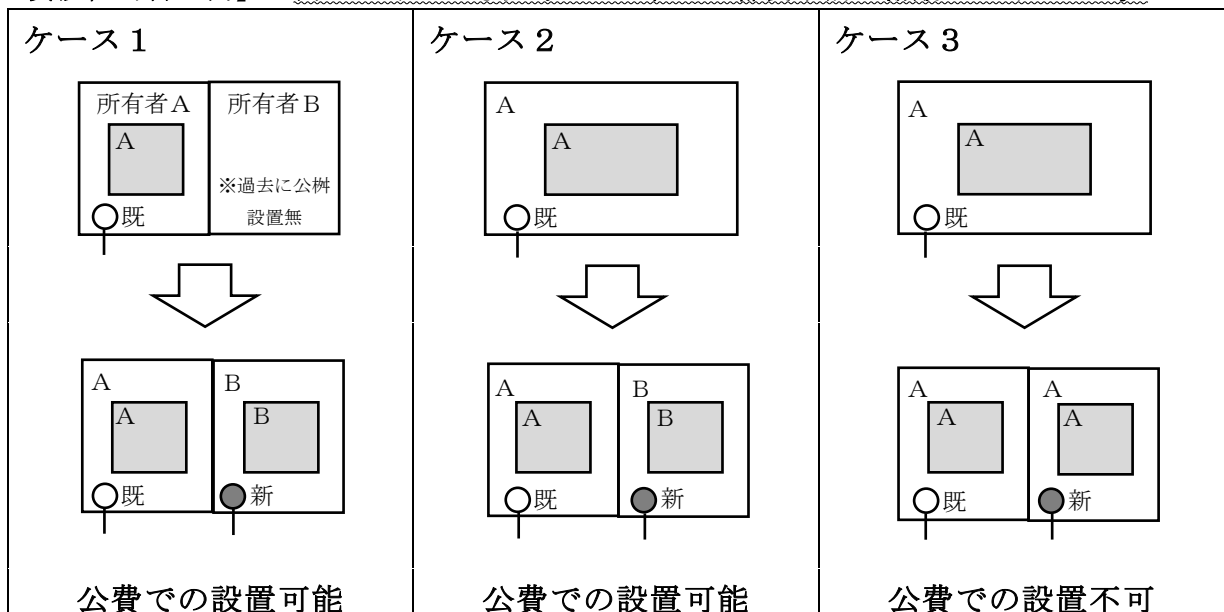
公共汚水枡の設置は、条件により公費での設置が可能です。

次の案内を御覧の上、下水道課整備担当までお早めに御相談ください。

1. 公費による設置について

- ◎ 現状、枡がないという理由だけでは、公費での設置は出来ません。
- ◎ 申請書の提出書類（案内図・建築確認済書・公図・登記簿謄本）（それぞれ写しでも可）に不足があった際には受理できません。
- ◎ 申出書の受理は公費設置の決定ではありません。
- ◎ 建築確認済書に記載されている完成予定日が、設置予定時期よりも早い場合は、公費での設置は出来ません。物件設置申請(自費工事)での対応をお願いします。
- ◎ 発注については、申出書締切日に申出書数件を取りまとめ、1つの工事として行います。申出書数量が多い場合や地形等の条件により、設置時期がずれる可能性があります。
- ◎ 前面道路に汚水本管が埋設されていない場合や本管が深く埋設されている場合等、通常の施工が困難な場合は相当の時間を要します。当該年度に施工できない場合もありますので、早めに職員と協議してください。
- ◎ 区画整理地内においては、公共下水道区域としての整備を完了しており、整備後に分筆したことで新たに出来る公共汚水枡未設置の敷地は、自己都合による分割となるため公費での設置はできません。申請予定地が区画整理地に該当するかについては、事前に確認をしてください。

【公費設置可否の例】※例はあくまでも参考のため、その都度事前に協議してください。



2. 必要提出書類

- ◎ 公共汚水柵設置申出書 1 部

※指定工事店名欄には、連絡先及び担当者名を必ず記載してください。

※市HPからダウンロードできます。

- ◎ 案内図 1 部

- ◎ 公図（写しも可） 1 部

※分筆をしている場合は、分筆後のものを用意してください。

- ◎ 登記簿謄本（写しも可） 1 部

※申出書に記載されている設置場所と、同じであることを確認してください。

- ◎ 建築確認済書（写しも可） 1 部

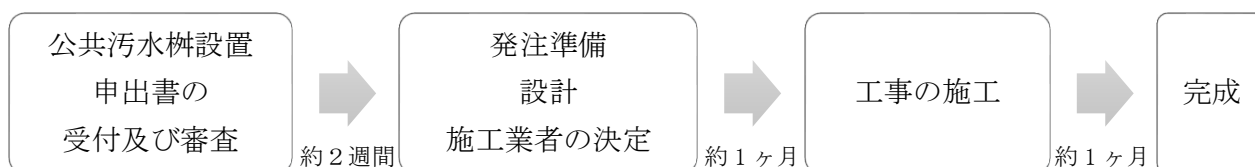
※建築確認申請時の建築場所が登記前等の理由により、申出書の設置場所及び公図と一致していない場合は申請を受理出来ません。

3. 令和7年度申込締切日

申請日	設置予定時期	
	通常時	県道等調整が必要な場合
4月15日（火）まで	6月末	7月末又は必要な期間
5月15日（木）まで	7月末	8月末又は必要な期間
6月13日（金）まで	8月末	9月末又は必要な期間
7月11日（金）まで	9月末	10月末又は必要な期間
8月15日（金）まで	10月末	11月末又は必要な期間
9月12日（金）まで	11月末	12月末又は必要な期間
10月15日（水）まで	12月末	1月末又は必要な期間
11月14日（金）まで	1月末	2月末又は必要な期間
12月15日（月）まで	2月末	3月末又は必要な期間
1月15日（木）まで	3月末	—

※令和8年1月16日以降の受付については、令和8年度の対応となります。

4. 申請から設置までの流れ（通常時）



綾瀬市役所 下水道課 整備担当
Tel 0467-77-1111 (代)
内線 2453